

「所得・課税証明書」の発行

令和元年分の所得などを記載した「令和2年度 市民税・県民税 所得・課税証明書」は6月1日から発行開始します。市民課、市民センターなどの窓口や、マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアでも発行できます(5月29日はシステムメンテナンスのため発行不可、窓口は可)。※収入がなく未申告の人などは事前に税務課へ市・県民税申告書の提出が必要な場合あり ※確定申告書の情報が税務署から届く時期が遅れた場合は、申告内容が反映されていない場合あり **問** 税務課市民税係(559-5053 F 563-5697)

令和元年分の所得などを記載し



ありまふじ夢プログラム

【里山作文学校「タンポポ」】
時 5月23日(土)9時~12時
対 小学生 **定** 15人 **抽選** **費** 1,000円 **申** **問** 5月18日までに、
必要事項と学年を●で、里山作文学校・渡邊(090-4237-1611 ●
 上記電話番号へショートメール)

新型コロナウイルス感染症の治療に最前線であたる医療従事者の皆さんに、感謝とエールを贈るため、市庁舎周辺を青い光でライトアップしました。



#Light It Blue

医療従事者の皆さんありがとう

くらしを支える市税

一般会計歳入予算の393.12億円(令和2年度)のうち約44.7%を占めている市税。福祉・健康の増進、生活環境の整備・保全、教育の充実、産業の振興などさまざまな分野で、住みよいまちづくりの大きな支えとなっています。この大切な市税のうち約半分を占める固定資産税・都市計画税についてお知らせします。

■ 固定資産税とは? ... 税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)

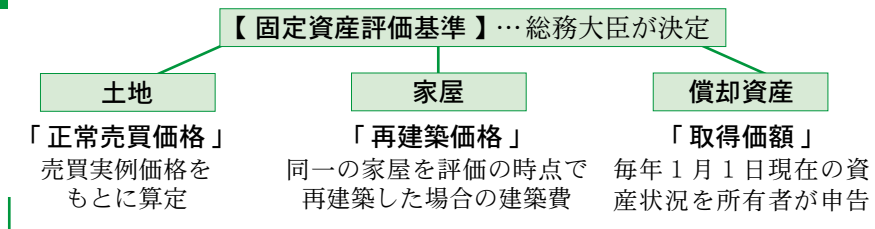
毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産(事業用の機械・器具・備品・構築物など)を所有している人に、その固定資産の価格(評価額・課税標準額)に応じて納めていただく税金です。

■ 都市計画税とは? ... 税額 = 課税標準額 × 税率(0.3%)

都市計画事業(道路・駐車場・公園・下水道などの都市計画施設整備や市街地開発事業)または土地区画整理事業の費用に充てるため、市街化区域内に土地・家屋を所有している人に納めていただく税金です。

■ 固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価額・課税標準額はどのように決められているの?

① 評価額の算定



【評価額】…それぞれの価格を基礎として評価を行い、市長が決定

土地・家屋の評価額は、3年ごとの基準年度に見直し、原則として3年間据え置きます(平成30年度が基準年度で、次回の評価替えは令和3年度です)。ただし、家屋の新築や増改築、土地の分合筆や地目の変更などがある場合は、新たに評価を行い、評価額を決定します。また土地については、地価の下落があり、かつ評価額を据え置くことが適当でないときは、評価額の修正を行います。

② 課税標準額の算定

①の評価額をもとに「課税標準額」を算定します。「課税標準額」は原則的には評価額と一致しますが、土地については負担調整措置(*1)や住宅用地の課税標準の特例(*2)などが適用されている場合は低くなります。また、一定の要件を満たす新築住宅(*3)は、固定資産税が減額されます。

*1… 税負担の公平の確保を図りつつ、段階的に本来の税額に近づけるための措置です。負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を引き上げるしくみです。
 *2… 住宅用地(人の居住の用に供する家屋の敷地)の課税標準額は、評価額に下表の特例率を乗じます。

住宅用地の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(住宅用地のうち200㎡までの部分)	6分の1	3分の1
一般住宅用地(住宅用地のうち200㎡を超える部分)	3分の1	3分の2

*3… 新築住宅で床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下のものは、新築後3年間(認定長期優良住宅は5年間)、3階建以上の中高層耐火住宅は5年間(認定長期優良住宅は7年間)、120㎡までの部分に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。※併用住宅については、居住部分の床面積割合が2分の1以上かつ床面積が上記の面積要件を満たすものが対象

■ 第1期納期限は6月1日(月)です

納税通知書は、4月末に発送しています。郵便局の発送計画により、郵送物の到着に時間がかかる可能性があります。

問い合わせ=税務課資産税係 土地担当(559-5054 FAX 563-5697)
 家屋・償却担当(559-5055 FAX 563-5697)

一般相談

5月 ※相談無料 ※祝日を除く



※中止の場合がありますので、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

相談名	相談日	時間	連絡先・内容等	場所
キャリアカウンセリング	水	13:00~17:00	さんだ若者サポートステーションによる49歳以下の就労相談 予約制 565-9300	まちづくり協働センター(キッピーモール6階)
消費生活相談	月~金と第2・4土	10:00~17:00	三田市消費生活センター 559-5059 FAX 563-8001	
法律相談	水と第3土	13:30~16:00	予約制・行政サービス担当 559-5175(前週同曜日10時から受付・先着順)	
男性のための電話相談	第4木	18:00~20:00	男性が抱える様々な悩み相談 080-8309-6559	
女性のための相談	月~金と第2・4土	10:00~17:30	予約制、電話相談可 男女共同参画担当 563-8000	
行政相談	第2木	10:00~12:30	国の行政活動全般への苦情、要望など(行政相談委員) 559-5175	
出張年金相談	21日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	西宮年金事務所による出張相談 予約制 西宮年金事務所 0798-33-2944	
社労士年金相談	偶数月第3火	13:00~16:00	社会保険労務士による相談 ※面談のみ 市民課年金担当 559-5067	
税務相談	第3木	13:00~16:00	税理士による相談、予約制 税務課 559-5053	
不動産相談	21日(木)	13:00~16:00	宅建協会 三田・丹波支部による相談 受付15時まで 都市再生課 559-5128	
人権相談	月~金	9:00~17:00	人権に関する相談電話(窓口も可) 性的マイノリティ特設電話 559-5062	
雇用・生活支援相談	月~金	9:00~17:30	産業政策課 559-5085	
農地相談	第2火	13:30~16:00	農業委員会事務局 559-5178	
夜間納税相談	25日(月)	17:30~20:00	市税・国民健康保険税の納付相談 収納対策課 559-5043	
建築無料相談	第4金	13:30~17:00	建築士事務所協会による住宅改修相談 審査指導課 559-5119 ※予約優先	
水洗化相談	月~金	9:00~17:30	下水道課 559-5122	
家庭児童相談	月~金	9:00~17:00	子どもに関する様々な相談 559-5076	
ひとり親相談	月~金	9:00~17:00	ひとり親家庭(離婚など) 電話相談可 559-5072	
保育所等利用相談	月~金	9:00~17:30	保育所等利用に関する相談 559-5073	
子育て相談	火~日	9:30~17:30	相談電話 562-8421 ※来館相談可	
青少年相談	月~金	9:00~17:00	相談電話 563-1110	

相談名	相談日	時間	連絡先・内容等	場所
配偶者暴力相談	月~金と第2・4土	10:00~17:30	相談専用電話 563-7830	配偶者暴力相談支援センター
子ども発達相談	月~金	9:00~17:15	さんだ子ども発達支援センター 568-1626 FAX 560-7133	子ども発達支援センター(井ノ草808)
補聴器相談	第2・4水	10:00~12:00	認定補聴器専門店に相談 559-5700 FAX 559-5704	総合福祉保健センター
障害者相談(身体・知的・精神など)	月~金	9:00~17:30	生活・就業・差別に関する相談 障害者総合相談窓口「きいてネット」 559-5205 FAX 559-5214	
障害者虐待相談	月~金	9:00~17:30	虐待相談専用電話 559-5100 FAX 559-5214	
生活困窮者自立支援相談	月~金	9:00~17:30	権利擁護・成年後見支援センター 自立した生活への相談支援 550-9004	
権利擁護専門相談	第1・3木	13:15~16:00	弁護士、司法書士等による相談 予約制 550-9004(各45分)	
もの忘れ相談	第1・3木	①14:00~②14:40~③15:20~	三田市地域包括支援センター 予約制 559-5941(各30分)	市役所南分館5階相談室
特別支援教育電話相談	月~金	9:00~17:00	教育支援課(特別支援教育サポートセンター)相談受付電話 569-7315 FAX 559-6400	
特別支援教育面接相談	月~金	9:00~17:00	569-7315 FAX 559-6400	
外部専門員相談	火・金	14:00~17:00	または在籍学校園所を通じて申し込み	
療法士相談	水	16:00~16:45	申し込み	
ひまわり教育相談	水	14:45~16:35	在籍学校園所を通じて申し込み	ひまわり特別支援学校 小学部または中高等部 ひまわり特別支援学校 中高等部

◆障害者相談員

障害児	三好 友美	565-7120	聴覚	福井 月江	F 569-0544
知的	市川 修子	562-0738	精神	井殿 雅代	予約制(障害福祉課) 559-5075 F 562-1294

◆宝塚健康福祉事務所(宝塚市東洋町2-5) 0797-72-0054(代)

相談・検査名	実施日	受付時間	備考	電話番号
水質検査	月・火	9:00~11:45	詳しくは電話で	0797-72-0054
糞便検査	月・火	9:00~11:45	赤痢、腸チフス、パラチフス、O157などの検査 事前に専用容器を取りにお越しください。	
HIV・梅毒・肝炎ウイルス検査	7日(木) 21日(木)	9:20~10:10	相談と検査(原則無料、匿名)、HIV検査、B型・C型肝炎ウイルス検査・梅毒	0797-62-7304
専門栄養相談	12日(火)	10:00~11:30	無料・生活習慣病の食生活や栄養表示などについて、管理栄養士が応じます。	
こころのケア相談	14日(木) 26日(火)	13:30~15:00 14:00~15:30	無料・こころの病気や不安、ひきこもり、思春期の悩み、アルコール問題、認知症などの相談	0797-62-7307